

2018年9月27日

**BIS 決済・市場インフラ委員会と証券監督者国際機構代表理事会による市中協議文書「店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）のガバナンス・アレンジメント」に対するコメント**

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）と証券監督者国際機構代表理事会（IOSCO）が本年8月16日に公表した「店頭デリバティブの主要データ項目（固有取引識別子・固有商品識別子を除く）のガバナンス・アレンジメント」に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

**【総論】**

**CDE の内容の調和および導入時期の統一について**

**International Governance Body** に任命された機関は、各国における CDE の導入状況を適切に監督し、可能な限り、導入内容の調和を図るとともに、導入時期を統一すべきである。

（理由）

各国規制において、調和の取れたデータ要件が採用されないと、取引報告者の側で法域毎に異なる仕様の取引報告を実施するためのコスト・非効率が発生する。加えて、当局側でも法域毎に不整合なデータが集積された場合には、グローバル・ベースで市場状況を正確に把握することができず、市場の透明性確保といった取引報告義務の当初導入目的を実現することができない。テクニカル・ガイダンスに記載のとおり、各国ごとに導入する項目は異なると考えられるものの、可能な限り内容の調和を目指し、導入状況を監督してほしい。

また、クロスボーダー取引への CDE 適用開始時期が各国で異なると、結局は導入が早い国に対応を合わせる必要が生じ、各国拠点における規制対応に混乱が生じたり、市場の分断が発生すると考えられる。こうした問題点を回避するため、**International Governance Body** に任命された機関は CDE の導入状況を適切に監督し、各国法令による導入時期を可能な限り統一すべきである。少なくとも、極端に導入を前倒しする法域が現れないように統率していただきたいと考えている。

加えて、取引報告義務への対応はシステム開発やオペレーションフローの変更等を要すること、また、UTI などの他の取引報告項目への対応も必要なことから、ガバナンス最終

文書で提示される予定である導入時期の検討に当たっては、規制対応のためのリードタイムを十分に確保できるよう、ご配慮いただきたい。この点、CDE の対応項目が非常に多岐に渡り、金融機関による規制対応の負担が相当重いことを踏まえれば、最終化から数年間の準備期間が設定されることが望ましい。

## 【各論】

### 2. Key criteria for the CDE governance arrangements

Q1: With reference to the key criteria of the CDE maintenance and governance framework (Section 2):

c) Do you think any of the key criteria should be modified? If so, which ones should be modified, why and how?

c) 主要な基準のうち修正が必要なものがあるか。該当がある場合、修正すべき基準とその理由、修正内容は何か。

(コメント)

簡素さ(Lean)に関し、「低コスト」を最も重要視していただきたい。

(理由)

CDE はコスト回収手段に乏しいと考えられ、金融機関側に経済的負担を不必要に負わせることなく導入・維持できるようにするためにも、可能な限りコストがかからない仕組みを構築すべきである。

### 3. CDE areas of governance functions

Q2: With reference to the CDE areas of governance functions (Section 3):

a) Can you suggest any refinements or additions to the articulated governance functions?

a) 提示されたガバナンス機能に改善や追加の提案はあるか。

(コメント)

グローバルレベルでの CDE テクニカル・ガイダンスの導入状況のモニタリング (Section 3.5) においては、十分な準備期間を踏まえたうえで、各国間での統一的な導入タイミングについても考慮されるべきと考える。

(理由)

「総論」にも記載したとおり、各法域での導入タイミングが異なる場合、グローバルに活動にする金融機関においては、地域毎に異なる報告要件に対して、複数回にわたるシステム改修を強いられる状況となりうる。また、実務上、インフラ整備に相応の時間を要するにも拘らず、十分な準備期間を設けず極端に早い導入時期を設定する法域が現れる可能性もあり、結果として規制趣旨を充足するのに不要な余計なコストを生じさせることになりかねない。そのため、CDE の導入は、可能な限り、各国間で統一的かつ十分な準備期間を設けた時間

軸で行われるべきであり、少なくとも極端に前倒しで実施されるべきではない。したがって、この点に対して特にモニタリングする機能を設ける必要がある。

#### 4. A proposed allocation of CDE governance functions to different bodies

Q3: With reference to the proposed allocation of CDE governance functions to different bodies (Section 4):

c) In relation to the proposed governance arrangements under point 4.2.1, what process should the IGB use to consult and gather feedback from the industry, and why?

c) 4.2.1で提示されたガバナンス・アレンジメントに関連し、IGBが業界に対し意見照会し、フィードバックを受けるために用いるべきプロセスは何か、またその理由は何か。

(コメント)

テクニカル・ガイダンスの策定時に倣い、市中協議文書を通じた意見集約を行うべきである。

(理由)

テクニカル・ガイダンスの議論では市中協議やワークショップの実施により、市場参加者との対話を吸収する機会が設けられた。市場の実務を適切に反映するため、これまでと同様、市中協議を通じた検討がなされるべきである。

#### 6.2 Allocation of the execution of the CDE maintenance functions to ISO

Q5: With reference to the Allocation of the execution of maintenance functions of CDE to ISO (Section 6.2):

b) If a decision were taken to adopt the CDE as International Data Standards, should the CPMI and IOSCO seek to specify any conditions or limitations on ISO concerning the maintenance of the CDE Data Standards? If so, which?

b) CDEをISOとして採択されるべきとの決断がなされた場合、CPMI/IOSCOはCDEデータ標準のメンテナンスに関して、ISOに何等かの条件や制限を課すべきか。そうである場合、どのようなものか。

(コメント)

特段の条件や制約は必要ないものとする。

(理由)

ISOがCDEのテクニカル・ガイダンスに配慮のうえ、高い信頼性と相応の深度をもって検討がなされるのであれば、二次的に制約等を加える必要はないと考えるため。

#### 7. Factors relevant to identification of the International Governance Body for CDE in areas 2, 3, and 4

Q7: With reference to the factors relevant to the identification of the International

Governance Body for CDE in areas 2, 3, and 4 (Section 7):

a) Should the International Governance Body be an existing body or is there a need to create a new body? Especially if an existing body, how important should experience/track record be as a consideration in the choice of IGB?

a) 国際ガバナンス主体は既存の主体であるべきか、もしくは新規の主体を立ち上げる必要があるか。特に既存の主体であるべき場合、その選択の際における検討として、経験や実績がどの程度重要であるべきか。

(コメント)

International Governance Body は、既存の組織 (an existing body) であるべきである。

(理由)

コスト回収手段に乏しい CDE の導入・維持に関しては、低コストであることが求められる。既存の組織であれば、初期コストが低く抑えられるであろうことに加え、他の規制における経験を活かせる可能性も高い。

b) If any International Governance Body would need to absorb significant cost in order to devote sufficient resources to serve effectively in that role (possibly, for example, in the case of a public-public partnership), how should such costs be allocated among stakeholders?

b) 仮に国際ガバナンス主体が有効にその役割を果たすために十分なリソースを提供することで多額の費用を負担する必要がある場合 (考えられる例としては、官官提携)、その費用をどのように利害関係者に配分すべきか。

(コメント)

International Governance Body が各国当局間の連携等において有効な役割を果たすことは重要と考えるものの、そもそも多額の費用負担が生じないような枠組みを前提とし、民間側に無用なコスト負担は生じさせないようにすべきである。

(理由)

CDEは当局による監督の利便性改善のために既存の枠組みを修正するものであり、民間の金融機関での取引管理上のメリットは限定的であるため、極力コストがかからない仕組みにすべきである。この観点からすれば、CDEの導入・維持については可能な限り各国当局間の連携 (public-public partnership) により対応するべきであり、民間側に無用なコストを負担させるべきではない。

e) Taking account of the factors described above and other factors deemed important, which body (or bodies) should the CPMI and IOSCO consider as candidates to serve as an International Governance Body for CDE? Which factors are most influential as the basis for such recommendation(s)?

e) 上述の要素または重要と考えられる他の要素を考慮し、CPMI/IOSCOがCDEのために国際ガバナンス主体として役割を果たす候補として、検討すべき主体はどこか。またどの要素が、その推薦の根拠として最も影響力が大きいか。

(コメント)

International Governance Body の役割は CPMI/IOSCO が担うことが適切であると考え  
る。

(理由)

各国当局間の意思決定の調整等を行う International Governance Body の役割は、各国当  
局を構成メンバーとしており、かつテクニカル・ガイダンスを制定した CPMI/IOSCO が担  
うことが能力面・費用面の観点から最も効率的であると考え。

以 上